

平成 24(2012)年 5 月 11 日

女 川 町

独立行政法人 都市再生機構

## 東日本大震災関係

### 女川町で災害公営住宅建設事業が始動

～女川町が陸上競技場跡地でUR都市機構に建設を要請～

#### 1 概 要

本日、女川町とURは、災害公営住宅の整備についての基本協定を締結しました。

本協定は、3月1日に復興まちづくりを円滑に推進するために締結したパートナーシップ協定に基づくものです。

また、同時に宮城県及び女川町から、女川町民陸上競技場跡地地区における災害公営住宅の建設要請がなされました。

これにより、災害公営住宅建設事業が具体的に動き出します。

#### 2 地区概要

##### 女川町民陸上競技場跡地地区

- ・ 住宅 約200戸 中層 RC造
- ・ 単身からファミリー向けの集合住宅
- ・ 地区面積 約2.6ha (位置図・区域図 別添1)
- ・ 事業期間 平成24年度～平成26年度

※ URが敷地整備、住宅の建設を行い、女川町に譲渡します。

### 3 全体スケジュール

平成 24 年 3 月 1 日	パートナーシップ協定締結
平成 24 年 5 月 11 日	基本協定締結 宮城県からの建設要請受領 女川町からの建設要請受領
平成 24 年度～	災害公営住宅建設
平成 25 年度 ↳ 平成 26 年度	完成、入居

### 4 その他

- ・基本協定書(別添 2)
- ・建設要請書(別添 3)
- ・パートナーシップ協定(別添 4)
- ・UR都市機構による震災復興の住まいづくり(別添 5)
- ・被災市町村との覚書・協定締結一覧(別添 6)

○ お問い合わせは下記へお願いします。

女川町生活支援室 室長 遠藤

電話 0225(54)3131(代)

UR都市機構 宮城・福島震災復興支援局

建設支援第1チームリーダー 永井

電話 022(355)4531(代)



## 東日本大震災における災害公営住宅の整備に係る基本協定

女川町（以下「甲」という。）及び独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、平成24年3月1日に締結した「女川町と独立行政法人都市再生機構との東日本大震災にかかる復興まちづくりの推進のためのパートナーシップ協定」第2条第5項に基づき、東日本大震災の被災者の居住の用に供する甲の災害公営住宅（以下「住宅」という。）の整備について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、東日本大震災からの早期復興を図るため、甲乙相互に協力して住宅を整備するための基本的な事項を定めることを目的とする。

### （住宅の建設用地の選定等及び基本計画の策定）

第2条 甲は、住宅の建設用地（以下「土地」という。）の選定を行うとともに、住宅の戸数、附帯施設の内容、事業期間等を定めた基本計画（以下「基本計画」という。）を策定することとし、乙はこれに協力する。

### （甲の要請）

第3条 甲は、基本計画が策定された場合には、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第14条第3項の規定により、乙に対し、これを示して、住宅の建設及び譲渡の業務（次条第2項各号に掲げる業務を含めることができる。）の実施を要請する。

### （乙の業務）

第4条 前条による甲の要請があった場合は、乙はこれに誠実に対応するとともに、乙の実施する業務について、甲乙間で協議を行う。

2 乙は、住宅の建設及び譲渡を行うとともに、これに附帯する業務として、次の各号の業務を実施するものとし、前項の協議によりその内容を決定する。

- 一 土地の取得
- 二 附帯施設の建設
- 三 その他住宅の建設及び譲渡に必要な業務

### （契約締結）

第5条 前条の規定により乙が業務を実施する場合は、甲乙間で費用負担及び住宅の買取りについての契約を締結する。

### （乙の援助）

第6条 乙は、住宅の整備に関し、情報の提供、技術的助言その他の必要な援助を行うものとする。

(定めのない事項等)

第7条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙間で誠実に協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年 5月11日

甲 宮城県牡鹿郡女川町女川浜字女川136番地  
女川町長 須田 善明

乙 宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目6番1号  
独立行政法人都市再生機構  
震災復興推進役 小山 潤二

平成24年 5月11日

独立行政法人都市再生機構  
震災復興推進役 小山 潤二

宮城県牡鹿郡  
女川町長 須田 善明

女川町民陸上競技場跡地地区の災害公営住宅の建設について（要請）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本町の行政につきましては、平素から、ご理解ご協力をいただきありがとうございます。

さて、本町では平成23年3月11日に発生した東日本大震災により甚大なる被害を生じ、被災者のための災害公営住宅について緊急に建設する必要があります。

このため、貴機構において災害公営住宅の建設（これに附帯する業務を含む。以下同じ。）した上で、本町に譲渡していただきたく、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり災害公営住宅の建設及び譲渡に関する計画を示し、その実施を要請します。

記

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 地区の名称   | 女川町民陸上競技場跡地地区                                  |
| 2 | 事業区域    | 宮城県牡鹿郡女川町女川浜字大原 190 番地の一部・261-2・310-3 番地 他（別図） |
| 3 | 事業の内容   | 独立行政法人都市再生機構法第11条第1項16号による賃貸住宅の建設及び譲渡          |
| 4 | 賃貸住宅の戸数 | 約200戸  |
| 5 | 施行期間    | 平成24年度から平成26年度まで                               |
| 6 | その他     | 本事業に関する必要な事項は、別途協議する。                          |

女川町と独立行政法人都市再生機構との東日本大震災にかかる  
復興まちづくりの推進のためのパートナーシップ協定

女川町（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、相互のパートナーシップを確認し、東日本大震災の被災地域における復興まちづくりを推進するため、次のとおり協定を締結する。

（相互協力）

第1条 甲及び乙は、女川町の復興まちづくりを先導的に推進することが、東日本大震災の被災地域での復興に資するとの認識に立ち、相互に協力し、誠意をもって協議を行い、円滑な推進に努めるものとする。

（役割分担等）

第2条 甲及び乙は、復興まちづくりを円滑かつ効果的に進めるため、企画・計画調整、その他必要な情報交換等を行うものとする。

- 2 甲は、復興まちづくりの実施主体として、計画策定、合意形成及び事業の実施を行う。
- 3 乙は、甲が行う前項の計画策定、合意形成及び事業の実施に専門的立場から包括的、総合的に協力する。
- 4 甲は、乙が前項の協力を行うに当たり、乙が円滑に業務遂行できるよう、必要な業務環境等を整えるものとする。
- 5 乙が第3項の規定に基づく協力を行うに当たっては、その具体的内容について甲乙協議し、合意の上、別途協定書を締結するものとする。

（その他）

第3条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自1通を保有する。

平成24年3月1日

甲 宮城県牡鹿郡女川町女川浜字女川136番地

女川町長

乙 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1

独立行政法人都市再生機構

理事長



# UR都市機構による震災復興の住まいづくり

——災害公営住宅建設の支援——

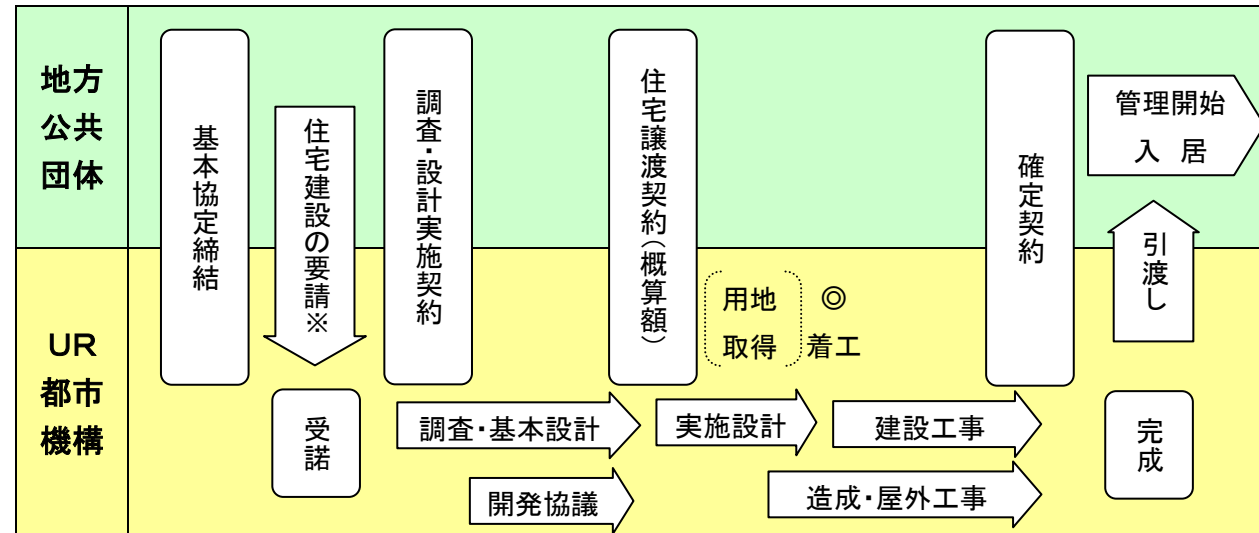
## <東日本大震災におけるURの支援状況>

- 被災者の方に一定期間無償でUR賃貸住宅を提供
- 応急仮設住宅用地の提供(仙台市あすと長町地区、いわきNT地区、盛岡南新都心地区)
- 応急仮設住宅建設に延べ181人を派遣(岩手県、宮城県、福島県)
- URの震災復興支援体制(平成24年4月1日現在)
  - 現地体制は172名(宮城・福島震災復興支援局、岩手震災復興支援局)
  - うち、個別地区の事業化支援のため、次の7市町に専任チームを配置[33名]
    - <岩手県>宮古市、山田町、釜石市、陸前高田市 <宮城県>南三陸町、女川町、東松島市
  - また、復興整備計画策定等の技術支援のため、次の1県9市町村に職員を派遣[18名]
    - <岩手県>野田村、大槌町、釜石市、大船渡市 <宮城県>気仙沼市、石巻市、名取市
    - <福島県>福島県、新地町、いわき市

## <参考>阪神・淡路大震災におけるURの支援活動

- 延べ7,300人を派遣し、建物応急危険度判定、宅地被害対策調査、応急仮設住宅建設を支援
- 最大260人体制の震災復興事業本部を設置し、復興まちづくりを支援
- 国・兵庫県・被災市と共同で災害復興住宅設計指針を策定
- 当初3年間で約18,600戸の災害復興住宅を整備
- 被災者・地権者等の合意形成を図り、市街地の復興事業を推進
  - ・市街地再開発事業5地区
  - ・土地区画整理事業4地区
  - ・住宅市街地総合支援事業14地区

## ◎ UR都市機構の災害公営住宅建設支援フロー



※独立行政法人都市再生機構法第14条第3項に基づく地方公共団体からの要請に基づき住宅建設を行います。

## <お問い合わせ>

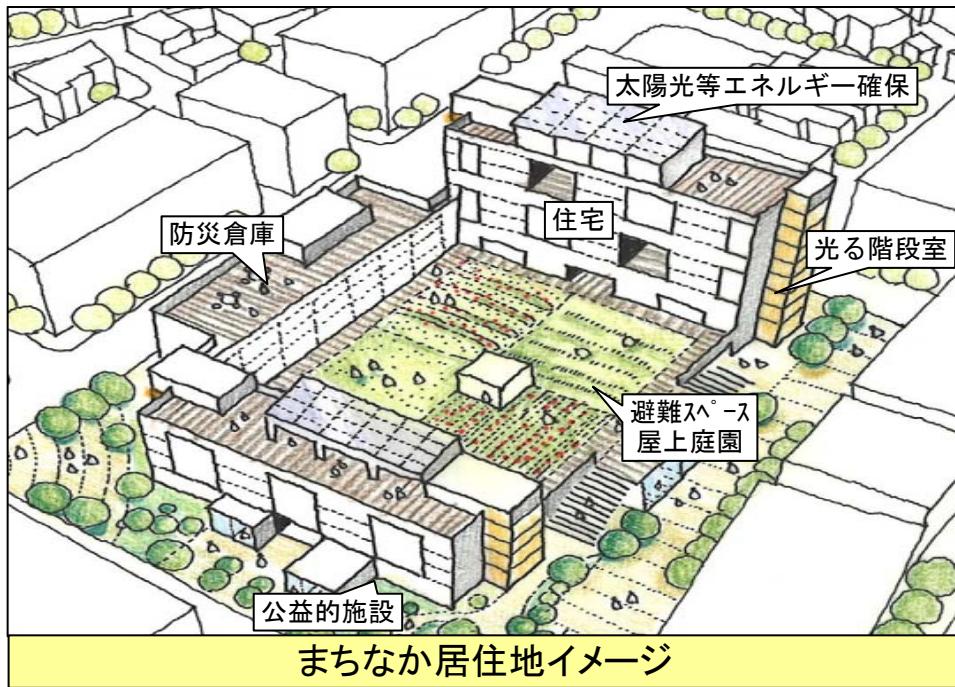
- ◎独立行政法人 都市再生機構 (<http://www.ur-net.go.jp/>)
- 震災復興支援室 〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町6-50-1  
Tel 045-650-0876 Fax 045-650-0366
- 宮城・福島震災復興支援局 〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡4-6-1 東武仙台第1ビル7階  
Tel 022-355-4531 Fax 022-291-8891
- 岩手震災復興支援局 〒020-0021 岩手県盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル8階  
Tel 019-604-3066 Fax 019-604-3028



—— 街に、ルネッサンス ——



UR都市機構



まちなか居住地イメージ

## UR都市機構の総合力を活かした復興住宅支援

### ○豊富な実績

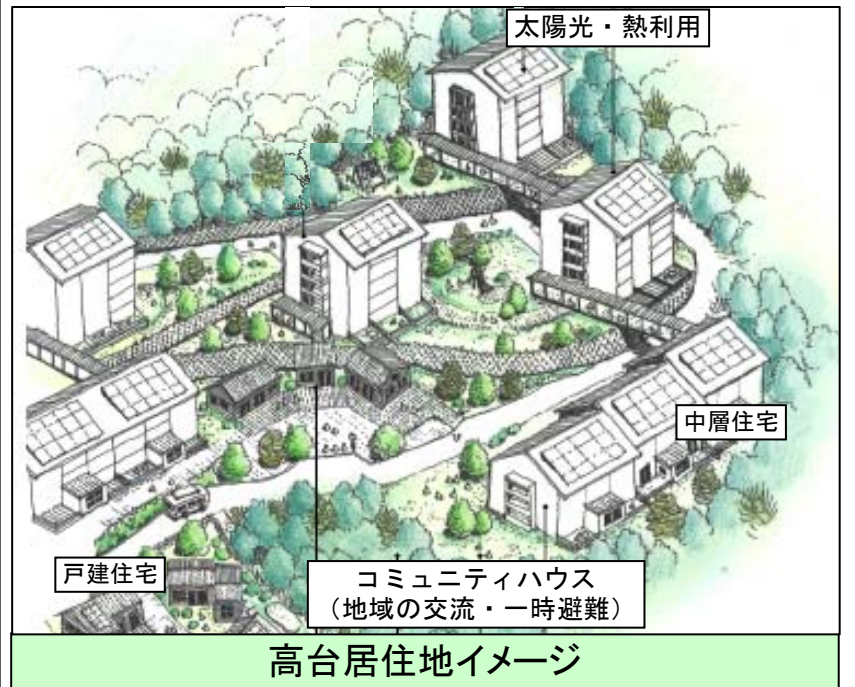
UR都市機構は、国の政策実施機関として半世紀以上にわたり、「人が輝く」まちづくり・住まいづくりをめざし、さまざまな取り組みを実践してきました。全国で約76万戸のUR賃貸住宅を管理するとともに、兵庫県や新潟県で震災復興の住宅建設、再開発・区画整理事業に取り組んできました。

### ○安心の技術力

計画策定から、用地調査、造成、設計、建設、工事監理まで一貫して、経験豊富な各分野のエキスパートが復興住宅建設を支援します。

### ○迅速な行動力

東日本大震災の早期復興のため、URのマンパワーが活用できます。平成7年の阪神・淡路大震災では、当初3年間で約18,600戸の災害復興住宅を建設しています。



高台居住地イメージ

## UR都市機構が提案する災害復興の住まいづくり 4つのキーワード

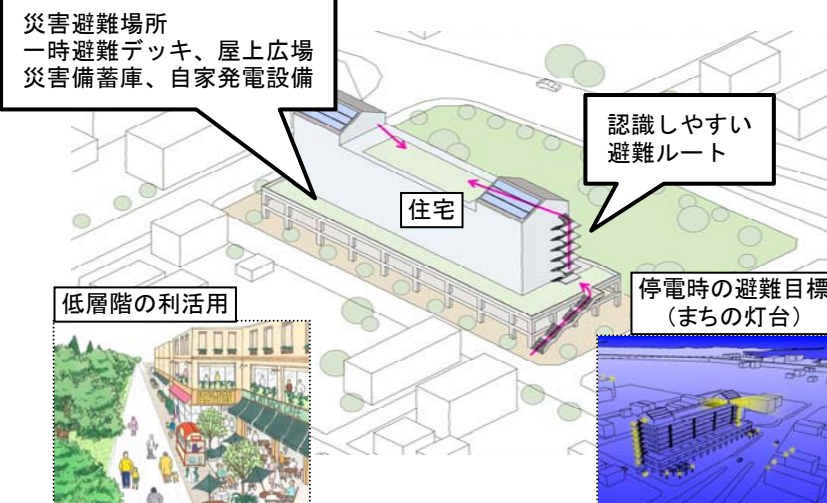
### 1 地域の防災拠点整備

#### ●津波避難ビルとなる復興住宅

- ・高台避難が困難な市街地では、復興住宅に設置する安全な高さのデッキや屋上広場への避難が有効。津波避難ビルとして活用
- ・災害備蓄倉庫や自家発電装置設置で、数日間滞在できる避難所として利用。停電時に避難の目印となる「まちの灯台」

#### ●低層階の活用による賑わいの創出

- ・住宅の低層部は、耐震・耐波性能を確保の上、賑わい施設や駐車場として利用



### 3 環境への配慮

#### ●省エネ徹底住宅

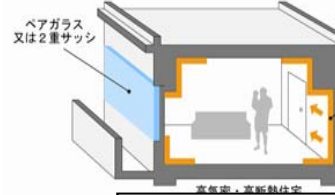
- ・高気密・高断熱住宅 (二重サッシ・ペアガラス・屋上緑化)
- ・省エネ設備の導入 (LED照明・節水・節湯水栓・高効率給湯器)

#### ●再生可能エネルギーの導入

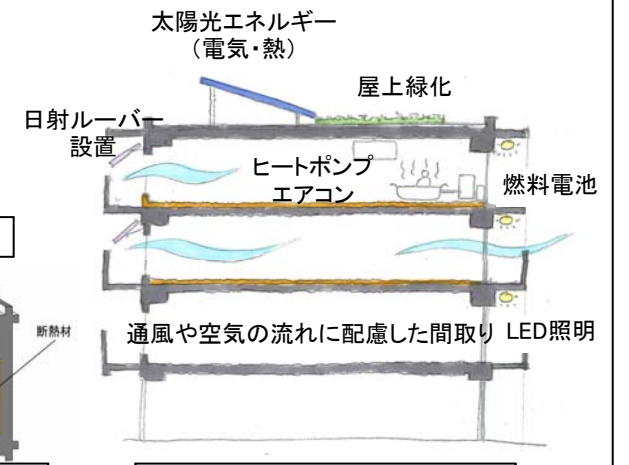
- ・太陽光パネルの設置
- ・風力発電・雨水利用システムの設置
- ・コージェネレーション設備の設置
- ・地域のエネルギー融通計画に協力



手押しポンプ(雨水利用)



高気密・高断熱仕様



再生可能エネルギーシステム

### 2 高齢者・子育て層の安心居住

#### ●高齢者の安心居住

- ・住み慣れた地域で、できるだけ長く在宅生活を続けられる住空間
- ・交流施設の設置や見守りサービスの提供
- ・徹底したバリアフリー対策

#### ●地域の福祉拠点整備

- ・地域介護・医療・子育て等のサービス拠点の併設
- ・地域の民間事業者、NPO法人との連携



居住者の絆を育むコミュニティ食堂



交流を楽しむコミュニティガーデン



団地内 子育て拠点



バリアフリー

### 4 地域に根ざした住宅建設

#### ●地域密着の住宅計画

- ・地域の風土、歴史、特色を生かした住宅計画の提案
- ・被災者の意見を反映した住宅計画づくり

#### ●地元産業の活性化

- ・公共団体の要請により、地元事業者や地元木材等の活用

#### ●地域の景観に配慮

- ・地域のまちなみや美しい景観に配慮した計画づくり



ワークショップを通じた地元意見の反映



地元産材の活用



松島の景観(出典:宮城県HP)



地元事業者・地元産材を活用した住宅イメージ (事例写真:岩手県営住宅)

## 被災市町村との覚書・協定締結一覧

締結先市町村	締結内容 [締結日等]
岩手県 宮古市	覚書 [4月11日] 協力協定 [4月11日]
〃 山田町	覚書 [1月17日] 協力協定 [3月2日]
〃 大槌町	覚書 [3月28日] 基本協定(災害公営住宅) [4月11日]
〃 釜石市	覚書 [3月9日] 協力協定 [3月23日]
〃 大船渡市	覚書 [3月28日]
〃 陸前高田市	覚書 [3月2日] 協力協定 [3月2日]
宮城県 南三陸町	覚書 [3月2日] <b>基本協定(災害公営住宅) [5月11日]</b>
〃 女川町	パートナーシップ協定 [3月1日] <b>基本協定(災害公営住宅) [5月11日]</b>
〃 石巻市	基本協定(災害公営住宅) [3月10日]
〃 東松島市	覚書 [2月29日] 協力協定 [3月29日]
〃 塩竈市	基本協定(災害公営住宅) [2月1日]
〃 多賀城市	基本協定(災害公営住宅) [3月30日]
福島県 新地町	覚書 [2月29日] 基本協定(災害公営住宅) [2月29日]

今回締結